

家畜衛生だより

置賜家畜保健衛生所
置賜家畜衛生指導協会
〒999-2232 南陽市三間通 444
TEL/FAX 0238-43-3217/5249

R4—47

令和4年12月発行

鶴岡市養鶏場の鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)患畜と判定

移動制限区域内の発生状況確認検査は陰性

防疫措置 鶴岡市(発生農場)・庄内町(疫学関連農場)、殺処分羽数:68,382羽(両農場計)
殺処分開始:令和4年12月8日(木)午前8時00分ー防疫措置完了:12月12日(月)午後7時40分

- ・今回の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、農研機構 動物衛生研究部門での遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。
- ・これを受け農林水産省は当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。
- ・また同部門での検査で本ウイルスは、H5N1亜型と確認されました。
- ・移動制限区域内(発生農場から半径3km以内)の養鶏場1農場 10羽について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施し、12月13日に全て陰性確認しております。

今後の予定

- ・12月23日(金)(防疫措置完了から10日経過後)に、清浄性確認検査として同様に検査を実施予定。結果が陰性であれば、搬出制限区域を解除。
- ・清浄性確認検査の結果が陰性の場合、令和5年1月3日(火)午後0時(防疫措置完了から21日経過後をもって移動制限区域を解除。

**引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底を
お願いします！**

飼養鶏等に異常があった場合は家畜保健衛生所に早期通報願います！！

0238-43-3217 または 080-1840-0705

※上記いずれの電話番号でも24時間対応しています